

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 概要資料

1. 改正等の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)等が改正されたため、県の関係基準条例の改正を行う。

2. 改正等の概要

(1) 改正条例一覧

- ①児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ②児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ③児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑩児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- ⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(2) 共通改正事項

①虐待防止対策の強化 【経過措置：令和4年3月31日までは努力義務】

事業者は、虐待の発生等を防止するため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

②感染症対策の強化 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、感染症等の発生および蔓延の予防等のため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

③業務継続に向けた取組の強化 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修および訓練等、必要な措置を講ずるものとする。

④非常災害対策の強化

事業者は、非常災害対策について、避難訓練等の実施に当たっては、地域住民との連携に努めるものとする。

⑤ハラスメント対策の強化

事業者は、ハラスメント対策を強化するため、ハラスメント防止の方針の明確化等、必要な措置を講ずるものとする。

⑥身体的拘束等の適正化 【経過措置：令和4年3月31日までは努力義務】

事業者は、身体的拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、指針の整備や研修の実施等の措置を講ずるものとする。

※身体的拘束等の適正化のみ、「地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例」、「福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」を除く。

(3)個別改正事項(主なもの)

①指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

i 人員配置基準の改正

指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者から障害福祉サービス経験者を削除する。

また、医療的ケアを必要とする障害児が指定児童発達支援事業所等を利用する場合には、当該事業所等に看護職員を置かなければならないものとする。

②指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

i 指定就労定着支援事業者との連絡調整

指定生活介護事業者は、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

ii 自己評価の公表

指定就労継続支援A型事業者は、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

③経過措置の延長

i 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、平成33年3月31日までとしていたものを、令和4年3月31日まで延長する。

ii 指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等の利用を希望する場合の特例の期間を令和6年3月31日までに延長する。

3. 施行日等

令和3年4月1日施行。ただし、施行に際し必要な経過措置を定める。